

2025年7月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)

2025年3月14日

上場会社名 株式会社サーキュレーション 上場取引所

東

コード番号 7379

URL https://circu.co.jp/ (役職名) 代表取締役 社長

(氏名) 福田 悠

決算補足説明資料作成の有無

問合せ先責任者 (役職名) 代表取締役 副社長

(氏名) 山口 征人 配当支払開始予定日

(TEL) 03 (6256) 0467

半期報告書提出予定日

決算説明会開催の有無

表者

代

2025年3月14日

:有 :有(

アナリスト・機関投資家向け

(百万円未満切捨て)

1. 2025年7月期第2四半期(中間期)の業績(2024年8月1日~2025年1月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年中間期増減率)

)

				11.3 1 1 1617.41. 12 16.54 1 7
	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
2025年7月期中間期	4, 124 9. 0	195 188. 4	196 190. 4	127 208. 5
2024年7月期中間期	3, 783 △4. 9	67 △75.8	67 △75.9	41 △76. 7
	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益		
	円銭			
2025年7月期中間期	15. 89	15. 60		
2024年7月期中間期	4. 94	4. 82		

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年7月期中間期	3, 735	2, 788	74. 6
2024年7月期	3, 435	2, 618	76. 2

(参考) 自己資本 2025年7月期中間期 2,785百万円

2024年7月期 2,618百万円

2. 配当の状況

		年間配当金					
	第1四半期末	第1四半期末 第2四半期末 第3四半期末 期末 合計					
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭		
2024年7月期	_	0.00	_	0.00	0.00		
2025年7月期	_	0.00					
2025年7月期(予想)			_	0. 00	0.00		

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年7月期の業績予想(2024年8月1日~2025年7月31日)

(%表示は、対前期増減率)

							(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		2 13 2 5 5 3 5 1 W SA 1 V
	売上高	i	営業利:	益	経常利益	益	当期純利	山益	1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
涌期	8.700	13.6	400	49.9	400	47. 1	250	41.5	31. 11

:有 (注1) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無

(注2)通期予想につきましては、2024年9月13日に公表した予想数値を変更しております。詳細につきましては、本 日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注)詳細は、添付書類P.11「2. 中間財務諸表及び主な注記(4)中間財務諸表に関する注記事項(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無② ①以外の会計方針の変更 : 無③ 会計上の見積りの変更 : 無④ 修正再表示 : 無

(3)発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(中間期)

2025年7月期中間期	8, 444, 200株	2024年7月期	8, 443, 500株
2025年7月期中間期	370, 640株	2024年7月期	434, 052株
2025年7月期中間期	8, 033, 510株	2024年7月期中間期	8, 364, 133株

- ※ 第2四半期(中間期)決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的である と判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際 の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性がございます。

業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等につきましては、添付資料P.5 「1. 当四半期決算に関する定性的情報(4)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

(決算補足資料の入手方法について)

当社は、2025年3月14日(金)に機関投資家及びアナリスト向け説明会を開催する予定です。この説明会で使用する決算説明資料については、日本取引所グループウェブサイト上の「適時開示情報閲覧サービス」及び当社ホームページに掲載する予定です。

○添付資料の目次

1.	当四	3半期決算に関する定性的情報	,
	(1)	経営成績に関する説明	,
	(2)	財政状態に関する説明	,
	(3)	キャッシュ・フローに関する説明4	:
	(4)	業績予想などの将来予測情報に関する説明	,
2.	中間	引財務諸表及び主な注記 ············7	,
	(1)	中間貸借対照表	,
	(2)	中間損益計算書9)
	(3)	中間キャッシュ・フロー計算書)
	(4)	中間財務諸表に関する注記事項	1
	(刹	継続企業の前提に関する注記) 11	1
	(杉	ま主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	1
	(中	P間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	1
	重)	[要な後発事象]	1
	(+	アグメント情報等の注記)17	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1)経営成績に関する説明

当中間会計期間における我が国の経済は、一部足踏み状態がみられたものの、企業収益の改善や個人消費に持ち直しの動きがみられたことなどにより、全体的には緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、地政学リスクの拡大などによる世界景気の下振れ、国内の物価の高騰、さらに為替相場の急激な変動による経済活動への影響が懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。企業の業績改善を背景に設備投資意欲が高まる中、国内のITサービス市場は、既存システムの刷新やクラウド移行、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進に関する需要が拡大し、底堅い成長を続けております。

個人の働き方におきましては、人生100年時代におけるシニア世代の働き方、女性の活躍推進、日本国政府の掲げる働き方改革、企業を取り巻く終身雇用の崩壊等により、多様な働き方を望む個人が増加しており、組織に依存しない働き方が広がっております。加えて、高度な技能を有するプロ人材は、高い専門性を磨き「一社に雇用されるのではなく、専門性を活かし複数社で価値を発揮する」志向性を持った働き方が増加しております。

企業も、少子高齢化による労働力の減少、地方中小企業の事業承継問題、大手企業のイノベーションのジレンマ等、我が国の経済発展において多くの課題を抱えております。

従来の企業と個人が「雇用」という形で繋がるというあり方では、これらの課題に対応することが困難な状況になっております。「雇用」に縛られない多様な働き方を望む個人と、外部のプロ人材による経営改革を進めたい企業が、時間や場所、組織の枠組み等の制限を超えて、協業できる仕組みが必要になっていくと考えられます。

このような状況のもと、当社は、「世界中の経験・知見が循環する社会の創造」というビジョンを掲げ、「プロシェアリング」事業を展開し、順調に業績を伸ばしております。当社主力サービスである「プロシェアリングコンサルティング」サービスは、世の中の法人企業が抱える経営課題を外部プロ人材の力で解決支援するサービスであります。また、「FLEXY(フレキシー)」サービスは、企業のITに関する経営課題をDXによって解決支援するサービスであります。「プロシェアリングコンサルティング」サービス、「FLEXY」サービスの当中間会計期間の売上高は、「平均月次稼働プロジェクト数×平均月次請求単価×6ヶ月」により算出されます。

我が国の労働環境においては、労働人口減少による人手不足や働き方改革に加え、オープンイノベーションによる経営改革やDXによる業務効率化を推進する企業が増加する等、外部プロ人材活用の需要が堅調に推移いたしました。このような状況の中、早期業績貢献を図るべく当社は目下、一部休止中であったアライアンス契約済み銀行からの顧客紹介の再開、「FLEXY」サービスにおける効果的・効率的なマーケティング活動、生産性向上のためのDX投資、新規入社者の受け入れ体制を強化し効果的な導入研修プログラムを実施することによる生産性向上、業務提携シナジーの創出等に注力しており、徐々に改善の兆しが見え始めております。

その結果、当中間会計期間は平均月次稼働プロジェクト数が1,137件(前事業年度は1,137件、第1四半期会計期間は1,112件)、平均月次請求単価が583千円(前事業年度は550千円、第1四半期会計期間は575千円)とそれぞれ増加しております。プロシェアリング事業を取り巻く日本市場の成長は今後も加速していくと見込んでおり、またDXニーズもより堅調に推移することが見込まれることから、現在直面している課題を確実に克服し、事業の成長と競争力向上を図って参ります。

以上の結果、その他サービスの売上高も加味し、当中間会計期間における売上高は4,124,403千円(前年同期比9.0%増)に伸長したことに加え、粗利率が良化したことに伴い、営業利益は195,402千円(前年同期比188.4%増)、経常利益は196,613千円(前年同期比190.4%増)、中間純利益は127,717千円(前年同期比208.5%増)と、それぞれ大幅に伸長いたしました。なお、当社はプロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業ごとの売上高は次の通りであります。

サービス別	前中間会計期間 (千円)	当中間会計期間 (千円)	前年同期比(%)
プロシェアリング コンサルティングサービス	2, 130, 276	2, 130, 989	100.0
FLEXYサービス	1, 581, 248	1, 836, 549	116. 1
その他	72, 441	156, 865	216. 5
計	3, 783, 966	4, 124, 403	109.0

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当中間会計期間末における資産合計につきましては、前事業年度末と比較して、300,250千円増加し、3,735,284千円となりました。これは主に、売上高の伸長等により、現金及び預金が131,582千円、また、売掛金及び契約資産が115,195千円それぞれ増加したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計につきましては、前事業年度末と比較して、130,705千円増加し、946,908千円となりました。これは主に、売上高の伸長に伴い、買掛金が52,151千円及び未払法人税等が56,726千円それぞれ増加したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比較して169,545千円増加し、2,788,375千円となりました。これは主に、当社取締役及び執行役員を割当対象とした譲渡制限付株式報酬の付与により自己株式44,842千円が処分により減少したこと、自己株式の簿価と処分価格の差損を利益剰余金から減額したことで利益剰余金が減少したものの、中間純利益の計上に伴い利益剰余金が121,873千円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローに関する説明

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比べ131,582千円増加し、2,487,125千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りとなります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、149,682千円の収入となりました。これは、主に当中間会計期間から売上が回復基調に転じたことによる税引前中間純利益の計上196,613千円、仕入債務の増加額52,151千円、法人税等の還付額35,023千円などの増加要因と、売上債権の増加額142,021千円、前払費用の増加額58,811千円などの減少要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、20,929千円の支出となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出10,081千円及び長期前払費用の取得による支出8,456千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,829千円の収入となりました。これは、主に新株予約権の発行による収入2,535千円によるものです。

(4) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年7月期の業績予想につきまして、次の通り修正することと致しました。

1. 2025年7月期通期業績予想数値の修正

2025年7月期業績予想(2024年8月1日~2025年7月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 8,450	百万円	百万円 300	百万円	円銭 22.77
今回修正予想 (B)	8, 700	400	400	250	31. 11
増減額 (B-A)	250	100	100	60	8. 34
増減率(%)	3.0	33. 3	33. 3	31.5	36. 6
(ご参考)					
前期通期実績	7, 661	266	271	176	21. 18

2. 修正の理由

① 売上高の増加

当社主力サービスである「プロシェアリングコンサルティング」サービス、「FLEXY」サービスの通期売上高は、「平均月次稼働プロジェクト数×平均月次請求単価×12ヶ月」により算出されます。「平均月次稼働プロジェクト数」「平均月次請求単価」につきましては、期初計画に対し、次の通り見通しを立てています。

	2025年7月期	2025年7月期
	平均月次稼働プロジェクト数	平均月次請求単価
	件	千円
前回発表予想 (A)	1, 219	564
今回修正予想 (B)	1, 232	575
増減額(B-A)	13	11
増減率 (%)	1.1	2. 0

平均月次稼働プロジェクト数につきましては期初計画を若干上回る数値にて推移しており、顧客満足度も高い水準を維持できております。加えて、平均月次請求単価につきましても、期初計画から増加して推移しており、2025年7月期は、期初計画564千円に対し575千円と、期初計画比11千円(増加率2.0%)の着地を見込んでおります。

これらを踏まえ通期売上高は期初計画から250百万円増加(増加率3.0%)し、通期売上高8,700百万円という見通しとなりました。

平均月次稼働プロジェクト数および平均月次請求単価の増加要因につきましては、主に社内コンサルタント一人ひとりが生み出す生産性におきまして、期初計画よりも順調に推移しているためと考えております。

弊社は、2014年創業当初から変わらずプロシェアリング事業を展開し、これまで累積稼働取引企業数5,457社(*1)、累積稼働プロジェクト数20,501件(*2)の実績があります。また、月次プロジェクト継続稼働率98.5%(*3)、取引企業当たり年間平均稼働プロジェクト数2.8件(*4)と、継続的に案件を獲得するリカーリング型ビジネスモデルを確立して参りました。これら実績により蓄積された顧客対応力の向上、またデータ活用による生産性向上の取組は継続しております。しかしながら、コンサルタントー人ひとりが顧客と向き合い、顧客の経営課題を共にディスカッションし定義しながらプロジェクトを生み出すプロセスは一定の力量が求められます。この力量を高めるための研修制度の拡充や、生産性向上をミッションとするミドルオフィス部門の組成も実行して参りました。これら取組の結果、今期創出を見込んで

いたプロジェクト件数が増加する見通しとなりました。

- (*1) 2025年7月期中間期実績。集計対象期間以前で取引実績のある全企業数。 対象サービスは全サービス。稼働前に解約に至った企業は集計対象から除外とする。
- (*2) 2025年7月期中間期実績。累積稼働プロジェクト件数の推移:集計対象期間以前に稼働実績のある 全プロジェクト数。対象サービスは全サービス。稼働前に解約に至ったプロジェクトは集計対象か ら除外とする。
- (*3) 2025年7月期中間期実績。集計対象期間における、月次途中解約プロジェクト数合算を、月次稼働 プロジェクト数合算で除した値を、1から減算して算出。対象サービスは、プロシェアリングコン サルティングサービス、FLEXYサービス。小数点第二位を四捨五入。
- (*4) 2024年7月期実績。各会計年度における年次稼働プロジェクト数を同期間の年次稼働取引企業数で 除算して算出。複数の会計年度に跨るプロジェクトの場合、各会計年度で1プロジェクトとして集 計。実稼働した会計年度のみ集計対象。対象サービスは、プロシェアリングコンサルティングサー ビス、FLEXYサービス。小数点第二位を四捨五入。

② 営業利益、経常利益、当期純利益の増加

売上高の増加に合わせ、原価、売上総利益も増加しました。一方、販管費の効率的投資の見直しを行い、通期営業利益は期初計画から100百万円増加(増加率33.3%)し、通期営業利益400百万円となる見通しとなりました。

また、経常利益および当期純利益についても同様に増加し、通期経常利益400百万円、当期純利益250百万円となる見通しとなりました。

(注)上記の業績予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき算出したものであり、実際の 業績は今後の様々な要因により異なる可能性があります。

2. 中間財務諸表及び主な注記

(1) 中間貸借対照表

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年7月31日)	当中間会計期間 (2025年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2, 355, 543	2, 487, 125
売掛金及び契約資産	740, 055	855, 251
仕掛品	941	2, 388
その他	138, 422	165, 316
貸倒引当金	△1, 398	△1,800
流動資産合計	3, 233, 564	3, 508, 281
固定資産		
有形固定資産	31, 144	29, 691
無形固定資産	48, 649	51, 379
投資その他の資産		
その他	123, 312	161, 089
貸倒引当金	△1,638	△15, 158
投資その他の資産合計	121, 674	145, 930
固定資産合計	201, 468	227, 002
資産合計	3, 435, 033	3, 735, 284

(単位:千円)

		(手匹・11)
	前事業年度 (2024年7月31日)	当中間会計期間 (2025年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	400, 833	452, 985
未払金	171, 566	176, 887
預り金	63, 316	68, 695
未払法人税等	11,651	68, 378
未払消費税等	38, 070	49, 712
賞与引当金	94, 500	85, 051
その他	34, 292	43, 759
流動負債合計	814, 231	945, 470
固定負債		
その他	1,971	1, 437
固定負債合計	1,971	1, 437
負債合計	816, 203	946, 908
純資産の部		
株主資本		
資本金	877, 903	878, 050
資本剰余金	866, 177	866, 324
利益剰余金	1, 181, 696	1, 303, 569
自己株式	△306, 947	△262, 104
株主資本合計	2, 618, 829	2, 785, 840
新株予約権		2, 535
純資産合計	2, 618, 829	2, 788, 375
負債純資産合計	3, 435, 033	3, 735, 284

(2) 中間損益計算書

		(単位:千円)
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
売上高	3, 783, 966	4, 124, 403
売上原価	2, 300, 352	2, 426, 781
売上総利益	1, 483, 613	1, 697, 622
販売費及び一般管理費	1, 415, 856	1, 502, 219
営業利益	67, 757	195, 402
営業外収益		
受取利息	12	191
雑収入	0	1,078
営業外収益合計	12	1, 270
営業外費用		
支払利息	63	59
営業外費用合計	63	59
経常利益	67, 706	196, 613
特別利益		
受取補填金	39, 640	-
特別利益合計	39, 640	
特別損失		
クライシス対応費用	39, 640	
特別損失合計	39, 640	-
税引前中間純利益	67, 706	196, 613
法人税等	26, 307	68, 896
中間純利益	41, 399	127, 717

(3) 中間キャッシュ・フロー計算書

		(単位:千円)
	前中間会計期間 (自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	67, 706	196, 613
減価償却費	16, 904	13, 583
敷金償却額	163	473
株式報酬費用	5, 826	12, 829
受取補填金	△39, 640	-
クライシス対応費用	39, 640	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△638	13, 922
賞与引当金の増減額(△は減少)	△35, 800	△9, 448
受取利息	△12	△191
支払利息	63	59
売上債権の増減額 (△は増加)	38, 020	△142, 021
棚卸資産の増減額 (△は増加)	$\triangle 1,465$	307
前払費用の増減額 (△は増加)	$\triangle 76,460$	△58, 811
仕入債務の増減額 (△は減少)	11, 214	52, 151
未払消費税等の増減額(△は減少)	△43, 195	11, 642
未払金の増減額(△は減少)	$\triangle 6,344$	△948
その他	△6, 603	26, 410
小計	△30, 622	116, 570
利息及び配当金の受取額	12	191
利息の支払額	$\triangle 62$	△62
クライシス対応費用の支出	△58, 044	-
法人税等の支払額	△128, 316	△2, 041
法人税等の還付額	335	35, 023
営業活動によるキャッシュ・フロー	△216, 698	149, 682
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1, 613	△2, 152
無形固定資産の取得による支出	△3, 057	△10, 081
敷金及び保証金の差入による支出	-	△240
長期前払費用の取得による支出	△824	△8, 456
投資活動によるキャッシュ・フロー	 △5, 495	△20, 929
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	9, 403	294
新株予約権の発行による収入		2, 535
財務活動によるキャッシュ・フロー	9, 403	2, 829
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△212, 790	131, 582
現金及び現金同等物の期首残高	2, 643, 529	2, 355, 543
現金及び現金同等物の中間期末残高	2, 430, 739	2, 487, 125

(4) 中間財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) 該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実 効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の発行)

当社は、2024年12月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2025年2月5日に割当が完了しております。

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員が株価上昇によるメリットを株主の皆様と共有することで、従業員の中長期的な業績向上と 企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して株 式報酬型ストック・オプション (新株予約権) を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の数

690個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 69,000株とし、下記3.①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式 数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、金銭の払い込みを要しないこととすることは有利な条件による発行に該当しない。

3. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受け

る株式1株あたりの払込金額を1円とし(以下、「行使価額」という。)、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2026年2月5日から2035年2月5日(ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)とする。

- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。
 - (a)本新株予約権の行使期間の初日から1年を経過する日まで 当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の33%
 - (b) 上記(a) の期間の終了後から1年を経過する日まで 当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の66%
 - (c)上記(b)の期間の終了後から行使期間の末日まで 当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2025年2月5日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併

契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. ①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう え、上記3. ②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. ③に従って決定 される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記3. ③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. ③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3. ④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記3. ⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 申込期日 2025年1月21日
- 9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数当社従業員 27名 690個

(新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2024年12月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2025年2月5日に割当が完了しております。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当 社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発 行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の2.3%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、

その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。なお、行使条件に定める数値は、事業計画及び成長可能性に関する事項の中長期成長戦略に則り、Stage.1として位置付けている2025年7月期からの生産性向上施策を力強く推進していく中、過去のパフォーマンスを超える成長を目指すべく、過去5年間の増収率平均値(21.7%)を参考に、これを超える目標値として設定しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1)新株予約権の数

1,950個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 195,000株とし、下記3. ①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式 数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、 本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、 調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行の決議をした前日のグロース市場の終値である金658円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2027年11月1日から2035年2月5日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。
- ii 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2027年7月期の事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高が下記(a)から(d)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上高が12,000百万円を超過した場合: 行使可能割合50%
 - (b) 売上高が13,000百万円を超過した場合: 行使可能割合70%
 - (c) 売上高が14,000百万円を超過した場合: 行使可能割合90%
 - (d) 売上高が15,000百万円を超過した場合: 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を 及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益 計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、 当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことが できるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重 要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2025年2月5日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める

日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. ①に準じて決定する。
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. ①に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記3. ③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. ③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3. ④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記3. ⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記5. に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2025年2月5日
- 9. 申込期日 2025年1月21日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 1,000個 当社従業員 5名 950個

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年8月1日 至 2024年1月31日)

当社は、プロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

当社は、プロシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。